

# 貸切バス事業者の 皆様へ

**貸切バス車両の増車・減車届出(代替含む)が  
変更になります！！**

## ①主な改正の内容

1. 任意保険等の申込書の写し又は見積書の写しの添付が必要となります。  
(宣誓書での届出が不可となります。)

2. 運行管理体制図の添付が必要になります。

3. 点検整備記録簿の写しの添付が必要になります。

※増車により新たに使用する自動車がある場合に限る。  
(代替の場合は1. 3. のみ添付となります。)

## ②実施時期について

平成28年11月1日以降の届出から適用となります。

※平成28年10月31日以前に受け付けた届出は従前の取扱いとなります。

